平成２３年（フ）第２３号
徳島県美馬市脇町大字脇町1146番地１　グランドールマンション105号、旧住所徳島県鳴門市瀬戸町明神字鳴谷55番地２
債務者　山田美惠子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第６９１３号
大阪市淀川区野中北１丁目２番37号　アメニティー新大阪２番館３－Ｂ号
債務者　前田　美穂
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５５０号
大阪市城東区古市２丁目３番８号　菫フラワーハイツ306号
債務者　藤原幸次郎
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８５９号
大阪市北区天満３丁目４番21号、住民票上の住所大阪府高槻市野見町６番54号
債務者　井上三枝子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８８３号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目43番15―22号
債務者　大野　行枝
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９９８号
大阪府守口市大庭町１丁目21番11号
債務者　串焼ホルモンだいちゃんこと　土倉千夏
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４６号
大阪市平野区加美北８丁目８番24―703号
債務者　高槻密枝こと　曺　　密枝
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２０５号
大阪市平野区平野本町１丁目８番26号
債務者　生島　一美
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８５号
大阪市平野区加美北１丁目21番35号
債務者　兼山登こと　金　　才登
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿屋市古江町585番地８
債務者　中村　陽子（旧姓前薗）
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
青森県弘前市大字駒越字村元４番地１
債務者　大高ひとみ
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２７号
北九州市八幡西区香月西１丁目６番17号
債務者　田中　聖治
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９６号
北九州市小倉北区下富野４丁目９番10号　いずみ荘３号
債務者　西島　孝博
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７８号
北九州市門司区大里東１丁目６番206―106号
債務者　山下　富義
１　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９３７号
大阪市住之江区南港中５丁目３番43―1110号
債務者　奥薗　健児
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７１号
大阪府交野市星田５丁目８番14―309号
債務者　朝倉　泰明
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７０号
大阪府箕面市外院３丁目12番９号
債務者　福本　浩宣
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部